

高齢化社会を 勝ち抜こう

あおい輝彦、森山良子、都はるみ、五木ひろし、前川清、井上陽水、浅野史郎、内館牧子、山田久志…

各界でご活躍の方々ですが、この人たちの共通点は何でしょう？
答は「昭和23年生まれ」。今年満65歳に到達した人たちです。長寿を誇る私たち日本人にとって、「65歳」はまだまだ活力衰えぬ年齢といえるでしょう。

1 法改正をきっかけに意識を転換しよう

平成25年4月の高齢者雇用安定法改正により、経過措置はあるものの、原則として65歳までの雇用確保が義務化されました。

従来から、「雇用延長」は経営者にとってマイナスイメージの強い問題でしたが、将来の若年労働力減少を考えると、「高齢社員の能力を積極的に引き出して経営力強化につなげる」という前向きな取り組みを行わなければ、企業の競争力は確実に低減していきます。今回の法改正を、雇用延長に本気で向き合うための契機と捉え、意識を転換していきましょう。

2 高齢者の特性を理解しよう

一般的に、人間の視力、聴力、平衡機能などは、加齢に伴って低下します。では、「知能」はどうでしょうか？

心理学の分野では、知能には、「流動性知能」と「結晶性知能」とがあるとされています。前者は、全く新しい問題を解決したり、新しいことを思いついたりする能力で、経験には左右されにくく、青年期以降は徐々に低下するものです。一方、後者は、蓄積された経験などに基づいて判断する能力で、高齢期まで維持される、あるいは加齢とともに高まるものです。

このような高齢者の知能特性から考えると、長期勤務で蓄積された経験等に着眼し、業務の中で暗黙知的な判断力を活用することが、企業の強みにつながりそうです。製造現場や対外折衝の場面など、マニュアルに頼り切れない職種では、その能力の活用範囲は広いでしょう。

また、一般的に高齢者には、「真摯な勤務態度」という長所がありますので、高齢社員の「仕事観」を若年社員に伝承していけば、企業の大きな財産となります。

世代ごとの特性の一例		
	若年者の特性	高齢者の特性
感覚等	● 感覚機能は低下せずに維持されている	● 視力、聴力などは、40歳以降急激に低下する ● 平衡機能は、55歳頃から急激に低下する ● 継続的な鍛錬で低下を緩やかにすることは可能である
知能等	● 新しい問題を把握したり、新しいことを思いついたりする能力(流動性知能)の水準が高い ● 新技術等への吸収力が高い	● 蓄積された経験などに基づいて判断する能力(結晶性知能)が高齢期まで維持される、または加齢とともに高まる ● 記憶力が低下し、新技術等の吸収に時間がかかる
経験等	● 経験に固執しない ● マニュアルどおりの対応が素早くできる	● 豊富な経験、熟練技術等を有する ● 突発事態に対応できる ● マニュアルに頼り切れない場面で上手に対応できる

※ 一般的な特性ですので、個人によって異なります。

3 世代ごとの就業ニーズを把握しよう

高齢者は、労働への向き合い方が多様化し、家庭の事情や本人の価値観などによって、短時間労働や日数の少ない労働への要望が大きくなる傾向があります。

加えて、労働者にとっての「働きやすさ」は、世代ごとに全く異なっています。例えば、「子育て世代の若手社員」と「定年退職後の再雇用者」とでは、勤務可能な時間帯や曜日は決して同じではありません。

この観点から、若手社員の働きにくい時間帯や曜日に高齢パート社員を配置するなど、補完的なシフトによって全世代の働きやすさを目指している企業もあります。

就業ニーズに対応した制度運用を通して、全世代の満足度を引き上げ、企業への求心力向上を図ることも、競争優位構築のためには極めて重要です。

4 経営課題達成のために高齢社員を活用しよう

高齢化社会の中では、労働者だけではなく消費者にも高齢層が増加します。そこで、一例として、高齢層の消費者を満足させるアイデアを同世代の高齢社員に求めることにより、増加する高齢消費者のニーズにマッチしたサービス提供が期待できます。

高齢者の優位性を見極め、経営者が、「経営課題達成のために高齢社員を活用する」という意識を高めることで、高齢化社会を勝ち抜くことのできる企業体質が構築されます。

5 公的支援機関を活用しよう

秋田高齢・障害者雇用支援センターでは、社会保険労務士・中小企業診断士等の専門家を「高齢者雇用アドバイザー」として配置し、企業における条件整備の取り組みを援助しています。支援機関の活用により、制度の効果的運用による業務改善のヒントが得られるでしょう。

お問い合わせは同センター(TEL 018-883-3610)まで。



中小企業診断士
おがさわら ひろゆき
小笠原 浩之

【生年月】
昭和36年12月

【略歴】
秋田県大仙市(旧西仙北町)出身。
早稲田大学第一文学部卒業後、団体職員としての勤務を経て、平成11年 社会保険労務士 開業。
平成15年 行政書士 開業。
平成23年 中小企業診断士 開業。
現在、人事労務コンサルティング業務、および経営コンサルティング業務を中心に、中小企業の支援を行っている。

【保有資格】
中小企業診断士
特定社会保険労務士
行政書士

【公的業務等】
秋田高齢・障害者雇用支援センター 高齢者雇用アドバイザー ほか

【事務所概要】
事務所名: 中小企業診断士 小笠原浩之事務所
(社会保険労務士事務所、行政書士事務所を併設)
所在地: 秋田市山王5-9-9(アスキビル2階)
TEL: 018-865-6068/FAX: 018-823-1758
E-mail: jzp04430@orange.plala.or.jp